意見公募 (パブリックコメント) 手続の実施結果について

案件名	農村滞在型余暇活動機能整備計画書(市町村計画)(案)	
意見の募集期間	平成27年6月1日から平成27年6月30日まで	
担当グループ	登別市観光経済部農林水産グループ	
意見の提出者数	2件	

	提出された意見の概要と	市の考え方
N o	寄せられた意見の要旨	市の考え方
1	登別市は「村ではない」ので、「観光農園」	この計画の標題である「農村滞在型余暇活
	「農業都市」等「村」という以外の表現を用	動」とは、主として都市の住民が余暇を利用
	いるべきではないか?	して農村地域に滞在しつつ行う農作業の体験
		その他農業に対する理解を深めるための活動
		を言い、この計画での「農村」とは、本市に
		おいて、農業が行われている地域を示したも
		のでありますので、行政の規模を示す「村」
		とは異なるものです。
2	旅行代理店という表現があるが、交通機関	旅行代理店やマスコミの表記については、
	も含めての表現が適切ではないか。	PR活動の対象として例示したもので、必要
	また、マスコミという表現があるが、観光	に応じて様々な方法により進めてまいりま
	協会が広告主(スポンサー・提供枠)として	す。
	テレビ放送も含め検討を考えていくべきでは	
	ないか。	
	さらに、海外のメディアに対しても考察が	
	必要ではないか。多言語での情報発信が考え	
	られる。	